

平成28年3月22日

会員各位

愛媛県社会保険労務士会会長

平成28年度定時決定業務標準化にかかる受託事業所一覧表等
の取扱いについて

県会の運営につきましては、平素より御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、日本年金機構四国ブロック本部より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

平成28年3月16日

徳島県社会保険労務士会 様
香川県社会保険労務士会 様
愛媛県社会保険労務士会 様
高知県社会保険労務士会 様

日本年金機構四国ブロック本部
業務支援部長

日頃より社会保険事業の運営につきまして、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知とは存じますが、平成28年度の算定基礎届に係る事務処理標準化の検討を行っております。

「社会保険労務士受託事業所一覧表」(機構オンラインシステムに「社労士コード(4桁)」の登録)に印字されている事業所については、算定基礎届の関係書類一式を社会保険労務士に配布する等、別添資料のとおり整理しましたので、ご案内させていただきます。

今回の標準化につきましては、平成29年1月(予定)に実施される事務センターの統合に向けた事務処理等の標準化の一環であり、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、社会保険労務士会会員様にも、ご周知していただくようお願いいたします。

大変お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

<ご照会先>

〒760-0023

高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビルディング新館2階

日本年金機構四国ブロック本部

業務支援部厚生年金支援グループ

担当者：大崎 TEL087-811-2604



社会保険労務士会
事務局長 様

《基本的な考え方》

- ①機構オンラインシステム（WM 画面）の事業所情報に「社労士コード（4桁）」が登録されている事業所の算定基礎届及び賞与支払届のターンアラウンドについては、社会保険労務士宛に送付させていただきます。
- ②事務センターから社会保険労務士宛に送付される「社労士受託事業所一覧表」（以下「一覧表」）を確認していただき、変更がなければ何の手続きも必要ありません。
- ③「一覧表」以外の受託事業所を追加する場合、「事業所関係変更届（104 届書）」と同意書（別紙）を事務センターに提出してください。
- ④「一覧表」の事業所を削除する場合、別紙「社会保険労務士受託終了報告一覧」を事務センターに提出してください。（「事業所関係変更届（104 届書）」の届出があれば報告一覧の提出は不要です。また、複数の年金事務所分を1枚の報告書で結構です。）
- ⑤例えば、受託事業所でも算定基礎届は事業所が作成提出する時も、「社労士コード（4桁）」が登録されている場合、社会保険労務士宛に送付させていただきます。（お手数をおかけしますが、受託事業所に回付等していただくようお願いいたします。）

＜ご照会先＞

〒760-0023

高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビルディング新館2階

日本年金機構四国ブロック本部

業務支援部厚生年金支援グループ

担当者：大崎 TEL087-811-2604



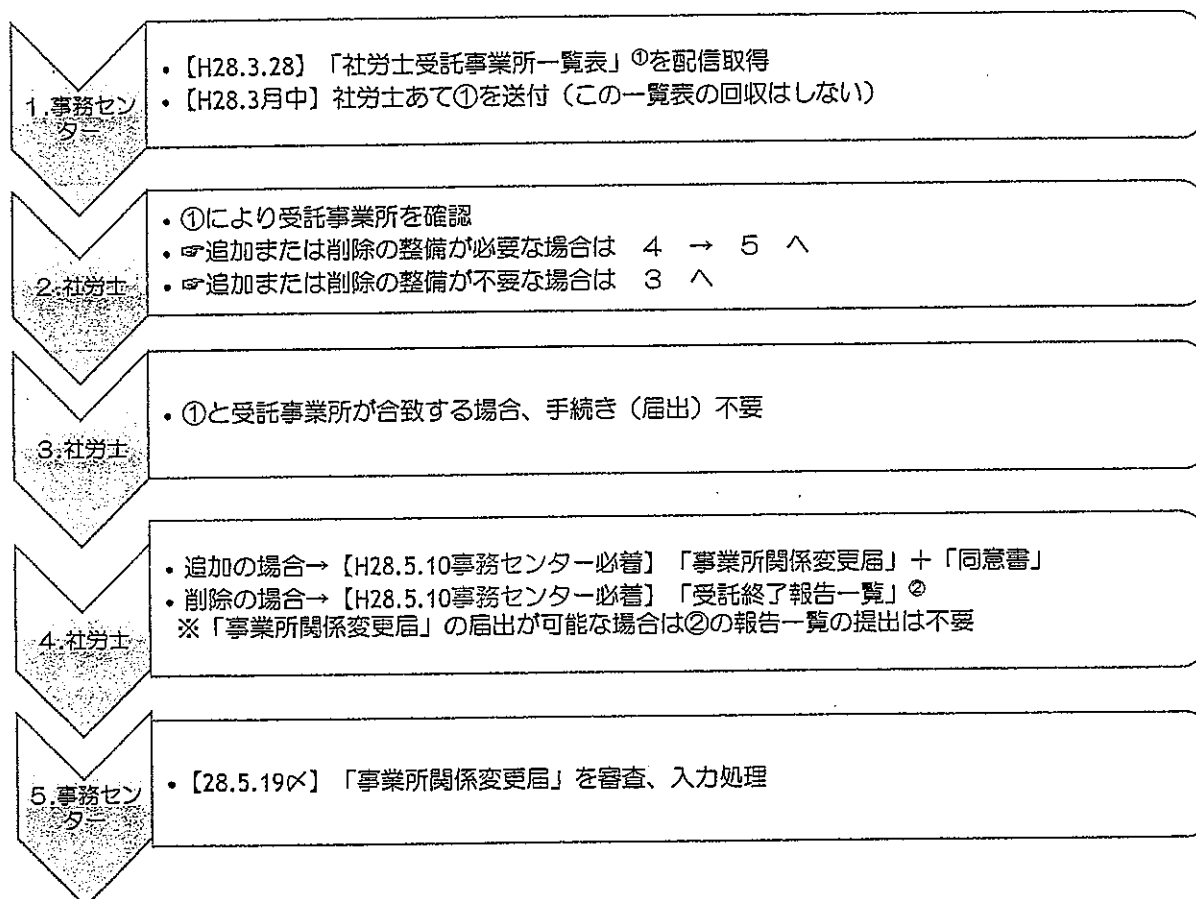
H28年度定時決定業務標準化にかかる受託事業所一覧表等の取扱いについて

1 算定基礎届関係書類の社会保険労務士（以下「社労士」）への配付

算定基礎届関係書類の配布は原則、事務センターから事業主あてとするが、社労士受託事業所については、社労士へ一括して送付する。年金事務所窓口での配布は行わない。

ここで言う社労士受託事業所とは、《WM 画面》に社労士コードが登録されている事業所とする。《WM 画面》社労士コード未登録の受託事業所は事業主へ送付される。

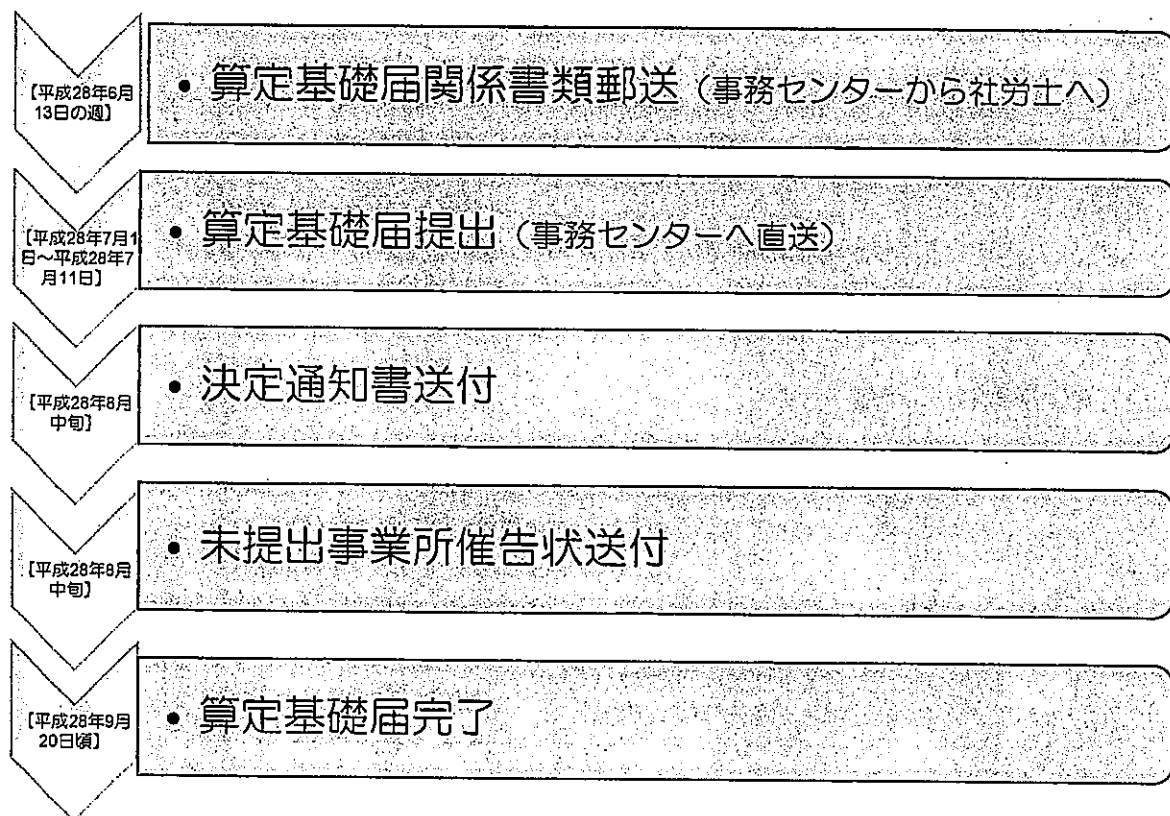
2 受託事業所の確認



3 決定通知書の送付

入力処理後の決定通知書の送付については、提出代行者欄に記載のある（社労士印の押印、社労士コードの記載）社労士へ送付する。このため算定基礎届のみ受託の事業所等については、算定基礎届関係書類の配布は事業所宛ての郵送となり、決定通知書については社労士宛ての郵送となる。

【平成 28 年度算定基礎届】



【お願い】

提出期日（7月11日）前のご提出を推奨しております。
提出可能な受託事業所から順次ご提出ください。
★ ご協力の程よろしくお願いいたします。